

し 知っておきたい

かくていしんこく 確定申告

しょとくぜい しんこく のうぜい かんぶ
～所得税の申告・納税、還付など～

この資料は、平成27年度 文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」により作成しています。
内容については、平成28年1月時点の情報をもとにしています。

この資料は、平成27年度 文化庁委託事業「生活者としての外国人のための日本語教育事業」により作成しています。

内容については、平成28年1月時点の情報をもとにしています。

のうぜい ぎ む 【納税の義務】

にほんこくけんぽう こくみん さんだい ぎ む
日本国憲法の国民の三大義務

きんろう ぎ む きょういく ぎ む のうぜい ぎ む
「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」

のうぜい ぜいきん おさ
納税する（税金を納める）こと

- ▶ くに いじ はってん ぜいきん ひつよう
国を維持し、発展させていくには「税金」が必要
- ▶ ぜいきん おさ わたし くに ちほうじ ちたい いろいろ
税金を納める私たちは、国・地方自治体の色々なサービスを
う
受けている

にほん たいせつ ぎ む きんろう ぎ む きょういく ぎ む のうぜい ぎ む
日本には3つの大切な義務があります。「勤労の義務」「教育の義務」「納税の義務」です。

のうぜい ぜいきん
納税（税金をおさめること）は、くに けいざい あんてい よ ひつよう
国の経済を安定させたり、良くしたりするために必要で
す。ぜいきん おさ わたし くに ちほうじ ちたい とどうふけん くしちょうそん いろいろ
税金を納める私たちは、国や地方自治体（都道府県や区市町村）の色々なサービスを
う
受けています。

ぜいきん つか 【税金を使ったサービス】



どうろ はし こうえん
道路・橋・公園など

かんきょう せいび
環境の整備



あんぜん あんしん く
安全・安心な暮らし



かいてき く
快適な暮らし



きょういく がく はってん
教育や科学の発展



けんこう いりよう
健康や医療



かいがいえんじょ
海外援助

では、私たちが納める税金は、どのように使われているのでしょうか。

税金は、例えば、私たちが使う道路や橋、公園など、生活環境を整えるために使われています。また、警察や消防など、安全に安心して暮らすためのサービスに使われます。パトカーや消防車、救急車が出動するとき、その費用は税金から出るので、お金を払う必要がありません。水道や下水道、ゴミの収集・処理などにも税金が使われています。病気やケガで病院に行ったときに払う医療費や、高齢者のための介護や年金にも税金が使われています。教育の分野でも様々なところで税金が使われています。学校の建物、先生の給与、小中学校の生徒の教科書代などです。公立学校の児童・生徒について、一年間で使われる税金は、一人約90～100万円にもなります。さらに、ロケットの開発など、科学技術の発展のための様々な研究も税金が支えています。日本国内だけでなく、海外の途上国への経済援助にも使われています。

のうぜい ぎ む 【納税の義務】

ぜいきん おさ 税金を納めないとななるの？

- ▶ 税金を滞納している
- ▶ 確定申告が必要な人が、確定申告をしない

- ▶ 税務署の調査を受ける場合がある

- ・ 納税金額が多くなる（無申告加算税や延滞税など）
- ・ 在留資格の更新、永住申請、帰化申請などに影響する！

「納税（税金を納めること）」は義務です。税金は必ず納めなければなりません。

税金を滞納している（納めていない）人や、確定申告（自分で所得税の計算をして、申告すること）をしなければならないのに申告をしない人は、税務署の調査を受けるかもしれません。調査を受けた後、もっとたくさんの税金を払わなければなりません。無申告加算税（申告しなければならないのに申告しなかったために、追加で払う税金）や延滞税（期限までに税金を納めない場合に、追加で納めなければいけない税金）です。

税金を納めない場合、「在留資格の更新」や「永住申請」、「帰化申請」などにも影響があります。

かくていしんこく 【確定申告とは】

◆ **確定申告は、自分で、納める税金の計算をして、申告手続きをすること**

◆ **1月1日から12月31日の1年間で計算する**

◆ **翌年の2月16日から3月15日に税務署に申告する**

◆ **申告してから、「納税」または「還付」を受ける**

確定申告は、お金を稼いだ人が自分で納める税金の計算をして、申告の手続きをすることです。

1月1日から12月31日の1年間分を計算します。翌年（次の年）の2月16日から3月15日の間に税務署に申告します。例えば、2015年（1月1日から12月31日まで）の確定申告は、2016年2月16日から3月15日までにします。

申告した後で、「納税（税金を納めること）」します。もし、税金を納めすぎていたら、「還付（納めすぎていた税金がもどってくること）」を受けます。

かくていしんこく のうぜい かんぶ 【確定申告の「納税」と「還付」】

のうぜい おさ ぜいきん ふそく
▶ 「納税」=納めた税金が不足していたら、
ぜいきん おさ
さらに税金を納める

※「納税」の期限は、翌年の3月15日まで(現金)、4月20日まで(振替)

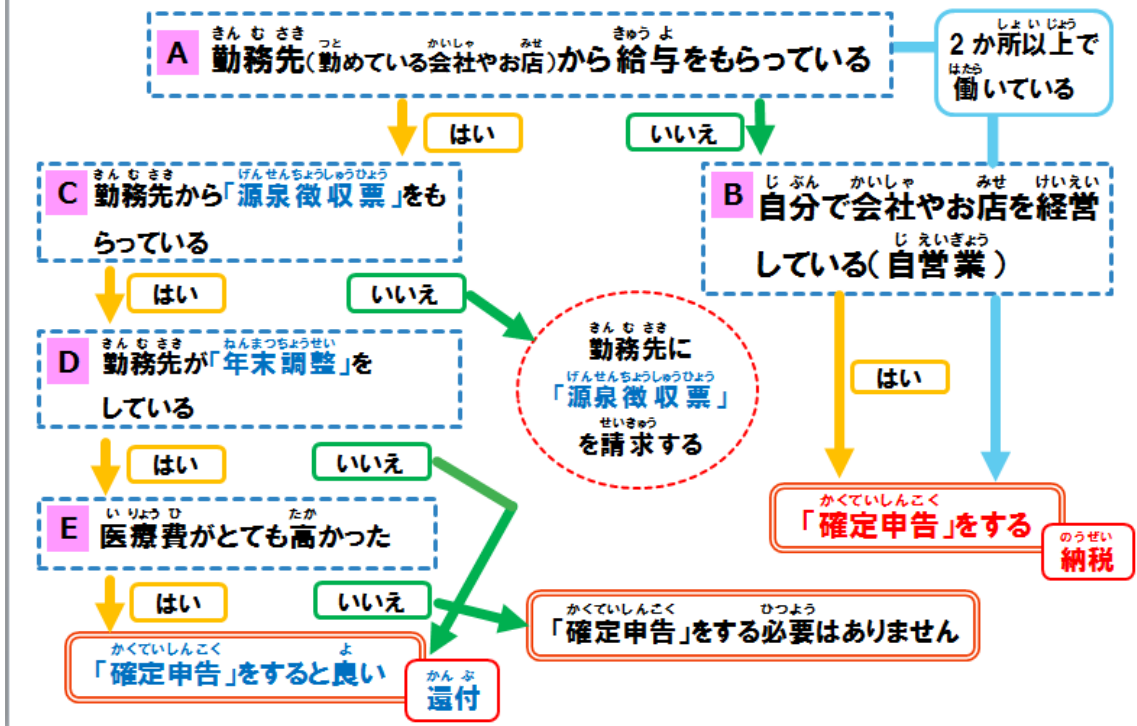
かんぶ おさ ぜいきん おお ぜいきん
▶ 「還付」=納めた税金が多すぎたら、税金
もど
が戻る

※「還付」申告の期限は、翌年から5年間

かくていしんこく のうぜい かんぶ
確定申告の「納税」と「還付」について、詳しく見てみましょう。

- 納めた税金が不足していたら、さらに税金を納めなければなりません。「納税」と言います。税金を現金で納めることも、自動振替(決められた日に、自分の銀行の口座からお金が引かれること)で納めることもできます。現金の場合は、3月15日までに納めなければなりません。自動振替の場合は4月20日です。
- 納めた税金が多すぎたら、多く納めすぎた税金は戻ります。「還付」と言います。「還付」申告は、5年の間にすることができます。2015年の税金については、2020年まで還付申告することができます。

わたし かくていしんこく
【私は確定申告をする？しない？】



自分^{じぶん}は確定申告^{かくていしんこく}をするか、しないか、次のチャート^{つぎ}を見て^みください。

A. 勤務先^{きんむさき}（勤めている会社^{つと}やお店^{かいしゃ}）から給与^{きゅうよ}（給料^{きゅうりょう}やボーナス^あなどを合わせたもの）
をもらっていますか？

➤ 「はい」の人は、C. に進みます^{すす}。

➤ 「いいえ」の人は、B. に進みます^{すす}。

➤ 「2か以上^{しよ いじょう}の会社^{かいしゃ}やお店^{みせ}で働いて^{はたら}給与^{きゅうよ}をもらっている人^{ひと}」は、B. に進みます^{すす}。

B. 自分で会社^{かいしゃ}やお店^{みせ}を経営^{けいえい}していますか？

➤ 「はい」の人は、確定申告^{かくていしんこく}をして、納税^{のうぜい}しなければなりません。

C. 勤務先^{きんむさき}から「源泉徴収票^{げんせんちようしゅうひょう}」をもらっていますか？

※源泉徴収票^{げんせんちようしゅうひょう}の見本^{みほん}は、「スライド15枚目^{まいめ}」を見て^みください。

➤ 「はい」の人は、D. に進みます^{すす}。

➤ 「いいえ」の人は、勤務先^{きんむさき}の人に話^{はな}して、「源泉徴収票^{げんせんちようしゅうひょう}」をもらってください。

D. 勤務先^{きんむさき}は「年末調整^{ねんまつちようせい}」をしていますか？

※年末調整^{ねんまつちようせい}は、勤務先^{きんむさき}が社員^{しゃいん}や従業員^{じゅうぎょういん}一人一人^{ひとりひとり}の正しい^{ただ}所得税額^{しよとくぜいがく}を計算^{けいさん}して年末^{ねんまつ}調整^{ちようせい}することです。

➤ 「はい」の人は、E. に進みます^{すす}。

➤ 「いいえ」の人は、確定申告^{かくていしんこく}をするとよいでしょう。還付^{かんぷう}を受けることができるか
もしれません。

E. 医療費^{いりょうひ}がとて多く^{おお}かかりましたか？

➤ 「はい」の人は、確定申告^{かくていしんこく}をするとよいでしょう。還付^{かんぷう}を受けることができるか
もしれません。

➤ 「いいえ」の人は、確定申告^{かくていしんこく}をする必要^{ひつよう}はありません。

確定申告^{かくていしんこく}は、「しなければならない」人もいますし、払いすぎた税金^{はら}が返^{せいきん}ってくるかもしれ
ないから「した方が^{ほう}いい人^{ひと}」もいます。

かくていしんこく
【確定申告】

かくていしんこく
＜確定申告をしなければならない人①＞

じぶん かいしゃ みせ けいえい ひと
自分で会社やお店を経営している人
じえいぎょう
(自営業)



しんこく のうぜい
申告し、納税しないと
もっとたくさんの税金
を払うことになる！

かくていしんこく ひと せつめい
「確定申告をしなければならない人」について説明します。

じえいぎょう ひと じぶん かいしゃ みせ けいえい しょうばい ひと かくていしんこく
まず、自営業の人(自分で会社やお店を経営して、商売などをしている人)は、「確定申告」
をしなければなりません。かくていしんこく のうぜい
確定申告をして、納税をしなければなりません。のうぜい
と、もっとたくさんの税金をおさ
を納めることになります。

かくていしんこく
【確定申告】

かくていしんこく
＜確定申告をしなければならない人②＞

きゅうよ しょとくしゃ きんむ さき きゅうよ ひと
給与所得者（勤務先から給与をもらっている人）で、

きゅうよ かしょいじょう うと
➤ 給与を2か所以上から受け取った

きゅうよ いがい しょとく きんがく ごうけい まんえん こ
➤ 給与以外の所得の金額の合計が20万円を超えた

きゅうよ いがい しょとく れい
（※）給与以外の所得の例：

げんこうりょう こうえんりょう よちよきん りし かぶしき はいどう こうりぎょう
原稿料や講演料、預貯金の利子、株式の配当、小売業、
せいめいほけん まんき ほけんきん
生命保険の満期保険金 など

きゅうよ ねんしゅう まんえん こ
➤ 給与の年収が2,000万円を超えた



ほか かくていしんこく ひと きゅうよ しょとくしゃ きんむ さき つと かい
他にも「確定申告をしなければいけない人」がいます。給与所得者（勤務先（勤めている会
しゃ みせ きゅうよ きゅうりょう あ つぎ とお
社や店）から給与（給料やボーナスなどを合わせたもの）をもらっている）で、次の通り
です。

- きゅうよ しょいじょう きんむ さき うと
給与を2か所以上の勤務先から受け取った
- きゅうよ いがい しょとく きんがく ごうけい まんえん こ ちゅう まんえん はい
「給与以外の所得」の金額の合計が20万円を超えた（注：20万円は入らない）
※「給与以外の所得」は、げんこうりょう こうえんりょう つうやく しゃきん ちよきん りし かぶしき はいどうきん
原稿料、講演料や通訳の謝金、貯金の利子、株式の配当金、
こうりぎょう う あ せいめいほけん まんき けいやくきかん ほけんきん しはら やくそく きかん
小売業の売り上げや、生命保険が満期（契約期間（保険金を支払うと約束した期間）
の終わり）の時に受け取るお金、など
- きゅうよ ねんしゅう まんえん こ
給与の年収が2,000万円を超えた

かくていしんこく 【確定申告】

きゅうよしよとくしゃ
給与所得者の
かんぶしんこく
『還付』申告

かくていしんこく ＜確定申告をしたほうがよい人①＞

げんせんちようしゅう ぜいきん おさ
源泉徴収で税金を納めているが、『年末調整』をして
ひと かくていしんこく ぜいきん もど ばあい
いない人は確定申告をすると税金が戻る場合がある

きんむさき まいとし がつごろ ていしゅつ
勤務先に毎年11月頃に提出すると
かいしゃ みせ ねんまつちようせい
会社やお店が「年末調整」してくれる
みほん つぎ
※見本は次のスライド

ねんまつちようせい ひつよう しよるい めいしよ ＜年末調整に必要な書類の名称＞

きゅうよしよとくしゃ ふようこうじよなど いどう しんせいしよ
「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」

きゅうよしよとくしゃ ほけんりようこうじよしんせいしよけんきゅうよしよとくしゃ はいぐうしゃこうじよしんせいしよ
「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

つぎ かくていしんこく ほう ひと せつめい
次に、「確定申告をした方がよい人」について説明します。

まず、「源泉徴収で税金を納めているけれど、『年末調整』をしていない人」です。確定申告をすると税金が少し戻るかもしれませんが、「還付」申告になります。確定申告をしたほうがよいでしょう。

ねんまつちようせい ＊年末調整：

かいしゃ まいつきげんせんちようしゅう ぜいきん き ほうほう けいさん きんがく けつ
会社が毎月源泉徴収する税金は、決められた方法で計算された、だいたいの金額です。結婚したり子どもが生まれたりして家族の数が変わったり、生命保険の保険料を払ったりしているなど、人によって異なる事情は考えていないのです。そこで年末に、人それぞれの事情（子どもが生まれたとか、生命保険料をいくら払ったとか）を確認し、正しい税額を計算し直します。ここで決まった税額と、それまで毎月源泉徴収してきた税額を比べて、その差額を一年で最後の給与支払の時に調整します。税金を多く納め過ぎていた場合は、その人にお金が戻されます（給料にプラスされます）。納める税金が足りなかった場合は、追加で税金が徴収され（給料から引かれ）ます。これを「年末調整」と言います。

ねんまつちようせい まいとし がつ きんむさき しよるい ていしゅつ しよるい
「年末調整」をするために、毎年11月ごろ、勤務先に2つの書類を提出します。この書類は勤務先が配布します。

- ・「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」
- ・「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

さんむさき まいとし1がつころ ていしゆつ
勤務先に毎年11月頃に提出する

ねんまつちゆうせい ひつよう しよるい めいしゆつ
＜年末調整に必要な書類の名称＞

きゆうよしよとくしゃ ふようこうじよなど いどう しんせいしよ
「給与所得者の扶養控除等(異動)申請書」

きゆうよしよとくしゃ ほけんりようこうじよしんせいしよけんきゆうよしよとくしゃ はいくうしゃこうじよしんせいしよ
「給与所得者の保険料控除申請書兼給与所得者の配偶者控除申請書」

しよるい ていしゆつ
この書類を提出すると、
ふようかぞく にんずう こくみんねんきん ほけんりよう おき
扶養家族の人数や、国民年金保険料を納めていること
おき せいさん きんがく すく
がわかるので、納める税金の金額が少なくなる！

ねんまつちゆうせい ととき ひつよう しよるい みほん
「年末調整」の時に必要な書類の見本です。

この書類を提出すると、扶養家族(お金を出して養っている家族)の人数や、国民年金保険料をいくら納めたかなどがわかるので、納める税金の金額が少なくなることが多いです。

ふたつの書類に書くことを間違えると、「所得控除額」も正しく計算できません。正しい情報を書きましょう。書き方がわからない時は、会社の人や、よく分かる人に聞きましょう。

かくていしんこく 【確定申告】

かくていしんこく ＜確定申告をしたほうがよい人②＞

かんぶ しんこく きげん よくとし ねんかん
※「還付」申告の期限は翌年から5年間

かんぶ しんこく
『還付』申告

- いりようひ
➤ 医療費がたくさんかった
- さいがい どうなん ひがい う
➤ 災害や盗難などで被害を受けた
- とくてい きふ
➤ 特定の寄付をした
- とし とちゆう たいしよく さいしゅうしよく
➤ 年の途中で退職し、再就職していない
- も
➤ マイホームを持った

びょういん りょうしゅうしやう と
病院の領収証は取っておきましょう！

びょういん い こうつう ひ め も
病院に行くときの交通費もメモする



ねんまつちやうせい
年末調整を
うけていない



ねんまつちやうせい かくにん
年末調整では確認できないこともあります。次の人も「確定申告をしたほうがよい人」です。

- いりようひ
• 医療費がたくさんかった
※病院でもらう領収証は取っておきましょう。また、病院に行くとき、交通費はメモしましょう。
- さいがい
• 災害にあたり物を盗まれたりした
- くに き とくてい だんたい きふ
• 国が決めた特定の団体に寄付をした
- とし とちゆう たいしよく さいしゅうしよく
• その年の途中で退職し、再就職していない
※年の途中で退職すると、会社は年末調整をすることができないからです。再就職していると、再就職した会社が、前の会社のことも確認して、年末調整をしてくれます。
- いえ か
• 家を買った、など

かんぶ しんこく ぜいきん もど
「還付」申告をすれば、税金が戻ってきます。「還付」申告の期限は、翌年から5年間です。

かくていしんこく 【確定申告をしてみよう！①】



サポウトさんの場合、

【家族構成】

サポウト(夫)	42歳	2つの飲食店で働いている
はなこ(妻)	39歳	1つの飲食店で働いている(年収80万円)
長男	17歳	高校生
長女	13歳	中学生

扶養家族の範囲内で働いている

- ◆ 社会保険（国民年金、国民健康保険、介護保険）を納めている
- ◆ 夫は「年末調整」を行っていない（社会保険の控除を受けていない）
- ◆ 今年は、医療費(15万円)が高額になった

「確定申告」をする？しない？のチェックポイント

① 2つのお店から給与をもらっている

② 「年末調整」をしていない

③ 一年間に医療費がたくさんかかった

それでは実際に、確定申告をしてみましよう！サポウトさん家族の場合です。

サポウトさん（夫、42歳）は、2つの飲食店で働いています。
 はなこさん（妻、39歳）は、1つの飲食店で働いています。年収（一年間の収入）は80万円です。扶養家族の範囲内（「扶養家族」として配偶者控除を受けられる範囲：年収103万円以内）です。
 長男（17歳）は高校生、長女（13歳）は中学生です。

サポウトさんは、社会保険（国民年金、国民健康保険、介護保険）を払っています。サポウトさんは「年末調整」をしていません。今年は、医療費がたくさんかかりました。

サポウトさんの場合、「①2つのお店から給与をもらっている」ので、確定申告をしなければなりません。「②年末調整をしていない」、「③一年間に医療費がたくさんかかった」ので、確定申告をすれば払いすぎた税金が還付されるでしょう。

かくていしんこく
【確定申告をしてみよう！②】



ひつよう しよるい そろ
必要な書類などを揃える

つま ぶん ようい
妻の分も用意すること

- 2つのお店からもらった「源泉徴収票」
- 医療費の領収書（交通費のメモも忘れずに）
- 国民健康保険料・介護保険料の領収書
- 国民年金保険料の控除証明書
- 生命保険料などの控除証明書

こうじょしょうめいしょ
「控除証明書」は
がつころ じたく とど
11月頃に自宅に届く

サポウトさんが確定申告をする場合、次の資料が必要です。

サポウトさん（夫）と、はなこさん（妻）の分を準備しましょう。

・「源泉徴収票」

（サポウトさんの働いている2つのお店から1枚ずつ、はなこさんのお店から1枚で、合計3枚の源泉徴収票）

・家族全員の医療費の領収書（交通費のメモも準備する）

・家族全員の国民健康保険料・介護保険料の領収書

・家族全員の国民年金保険料の控除証明書（控除証明書は11月頃に家に届く）

・家族全員の生命保険料などの控除証明書

かくていしんこく ひつよう ちしき 【確定申告に必要な知識①】

◆ げんせんちようしゅうひょう 源泉徴収票：

ねんかん かせ しょうとくぜいがく ふよう かぞく にんずう
1年間にいくら稼いだか、いくら所得税額をおさめたか、扶養する家族の人数
などがわかる書類。1月の終わりぐらいまでに勤務先からもらう。

平成 25 年分 給与所得の源泉徴収票 ②納めた税金

支払先(住所又は支店) 東京都 新宿区 下落合***	氏名 サボウト タロウ サボウト 太郎	保険者番号 A00-****-***
①1年間の稼ぎ 別 支払金額 給与所得控除後の金額 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額	給料・賞与 1,800,000	1,080,000 380,000 35,000
控除対象配偶者 の有無	配偶者特別 控除の有無	控除対象扶養親族の数 (配偶者控除)
障害者の数 (本人も控除)	社会保険料 控除の有無	生命保険料 控除の有無
住宅借入金 等特別控除の有無	国民年金保険料等の金額	介護医療保険料の金額
配偶者の合計所得	新制国民年金保険料の金額	旧制国民年金保険料の金額
新制国民年金保険料の金額	旧制国民年金保険料の金額	旧長期介護保険料の金額
外 死亡退職者 災 害 者 乙 本人が障害者 特 別 給 付 者 一 特 別 給 付 者 専 業 従 業 者 中 途 就 職 者 就 職 年 月 日 退 職 年 月 日 受 給 者 生 年 月 日	25	○ ## ## ##
※空白なら「年末調整」されてない	所) 東京都 品川区 上大崎 2-12-2	社 会 福 祉 法 人 さ ば う と 2 1
社 会 福 祉 法 人 さ ば う と 2 1	(電話) 03-****-*****	

げんせんちようしゅうひょう せつめい
源泉徴収票について説明します。

げんせんちようしゅうひょう ただ きゆうよ しょうとく げんせんちようしゅうひょう きんむさき つと
源泉徴収票は、正しくは「給与所得の源泉徴収票」といいます。勤務先(勤めてい
る会社や店)が、社員に対して1年間に支払った給与の金額や、源泉徴収した所得税額な
どを証明する書類です。会社や店は源泉徴収票を1通作って、1通を社員に、1通を税務
署に出します。1月の終わりぐらいまでに会社からもらいます。源泉徴収票を見ると、次
のことがわかります。

- ① 「支払金額」です。勤務先から、一年間に全部でいくら給与をもらったかが分かります。
- ② 「源泉徴収税額」です。勤務先で、いくら所得税額を納めたかが分かります。
- ③ 「扶養家族」や「保険料」などについて書いてあります。どんな「所得控除」があったかわかります。ここが空欄の場合、年末調整がされていないということです。

かくていしんこく ひつよう ちしき
【確定申告に必要な知識②】

いりょうひ りょうしゅうしょ
◆ 医療費の領収書

がつついたち がつ にち ねんかん
※1月1日から12月31日の1年間

びょういん い とき こうつうひ
※病院などに行った時の交通費のメモ

(領収書様式1) (医科診療報酬の領)

領 収 証

患者番号	氏 名	請求 期間 (入院の場合)							
		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日							
受診科	入・内	領収書N.º	発 行 日	費 用 区 分	負担割合	本・家	区 分		
			平成 年 月 日						
保 険	初・再診料	入院料等	診察料等	処方料	検査	看護料	投 薬		
	点	点	点	点	点	点	点		
	注 射	リハビリテーション	精神科専門療法	処 置	手 程	輸 送	針灸療法		
	点	点	点	点	点	点	点		
	定額療養								
円									
療養費		その他		保 険		保険 (支事)		保険外負担	
金額	(内訳)	金額	(内訳)	円	円	円	円	円	円
				合計					
				未納額					
				未納額					
				合計					

東京都〇〇区〇〇 〇〇〇〇〇〇 領収印

2015年11月7日(土) 通院

交通費 308円 (目黒⇔品川)

こうつうひ
交通費のメモ

いりょうひ りょうしゅうしょ みほん がつついたち がつ にち ねんかんぶん じゅんび びょういん い
 医療費の領収書の見本です。1月1日から12月31日の1年間分を準備します。病院に行
 った時にかかった交通費も、毎回メモしておきましょう。

かくていしんこく ひつよう ちしき 【確定申告に必要な知識③】

◆ 医療費の領収書：※家族全員の分を用意する

がつついたち がつ にち き かん
・1月1日から12月31日まで期間

いりよう き かん とき りようしゅうしよ しょほうやつきよく りようしゅうしよ
・医療機関にかかった時の領収書、処方薬局の領収書

いしゃ しじ こうにゆう きぐ りようしゅうしよ
・医者^{いしゃ}の指示^{しじ}で購入^{こうにゆう}した器具^{きぐ}などの領収書^{りようしゅうしよ}

いりよう き かん こうつう ひ
・医療機関^{いりよう き かん}までの交通費^{こうつう ひ}のメモ

いりよう ひせんよう はこ ようい
■ 医療費^{いりよう ひせんよう}専用の箱^{はこ}を用意^{ようい}する

いりよう き かん やつきよく りようしゅうしよ かなら はこ い
■ 医療機関^{いりよう き かん}、薬局^{やつきよく}などでもらった領収書^{りようしゅうしよ}は必ず^{かなら}この箱^{はこ}に入れる^い

がつ にち ほぞん
■ 12月31日^{がつ にち}まで保存^{ほぞん}する

しゅうけい かくていしんこく ひつよう かくにん
■ 集計^{しゅうけい}して、確定申告^{かくていしんこく}が必要^{ひつよう}か確認^{かくにん}する

はこ ほか
箱^{はこ}には、他のレシート^{ほか}は
入れ^いない！

「医療費^{いりよう ひ}の領収書^{りようしゅうしよ}」には、次^{つぎ}のものが入^{はい}ります。家族^{かぞく}全員の分^{ぜんいん ぶん}です。

・医療機関^{いりよう き かん}（病院^{びょういん}や薬局^{やつきよく}など）でもらった領収書^{りようしゅうしよ}

・医者^{いしゃ}の指示^{しじ}で買った器具^{きぐ}などの領収書^{りようしゅうしよ}

・医療機関^{いりよう き かん}（病院^{びょういん}や薬局^{やつきよく}など）までの交通費^{こうつう ひ}のメモ

・体調^{たいちよう}が悪^{わる}くなった時^{とき}に、薬局^{やつきよく}で薬^{くすり}を買^かった時^{とき}のレシート

かくていしんこく ととき らく
確定申告^{かくていしんこく}の時^{とき}に楽^{らく}ですから、「医療費^{いりよう ひ}の領収書^{りようしゅうしよ}」は特別^{とくべつ}に箱^{はこ}を用意^{ようい}して、家族^{かぞく}みんながその箱^{はこ}に領収書^{りようしゅうしよ}を入れるようにしましょう。

・医療費^{いりよう ひ}の領収書^{りようしゅうしよ}だけを入れる箱^{はこ}を用意^{ようい}して、領収書^{りようしゅうしよ}をなくさないようにしましょう。

・病院^{びょういん}や薬局^{やつきよく}などでもらった領収書^{りようしゅうしよ}は、全部^{ぜんぶ}必ず^{かなら}この箱^{はこ}に入れましょう。

・1月1日^{がつついたち}から12月31日^{がつ にち}までの分^{ぶん}を取^とっておきます。

・最後^{さいご}に金額^{きんがく}を計算^{けいさん}して、確定申告^{かくていしんこく}ができるかどうか、確認^{かくにん}します。

かくていしんこく ほうほう 【確定申告の方法】

ふよう かぞく つま ぶん
扶養家族の妻の分も
ようい
用意する！

ひつよう しょうい
必要な書類
ようい
を用意して、
ぜいむしょ
税務署に
いく

● 給与の「源泉徴収票」

● 「国民年金保険料控除証明書」

● 国民健康保険、介護保険の領収書

● 医療費の領収書、病院に行ったときの交通費のメモ

● 生命保険料などの控除証明書

● 戻ってくる税金を受け取るための通帳 など

いりようひ りようしゅうしょ
医療費の領収書は、
ひよう つく
まとめた表を作る

しょうい ぜんぶ ようい
書類を全部用意したら、書類を持って税務署に行きます。

- ・ 給与の「源泉徴収票」
- ・ 「国民年金保険料控除証明書」
- ・ 国民健康保険、介護保険の領収書
- ・ 医療費の領収書、病院に行ったときの交通費のメモ
- ・ 生命保険料などの控除証明書
- ・ 通帳（還付を受け取る口座を確認するため） など



かくていしんこく しよるいさくせい こま
確定申告の書類作成で困ったら

ひつよう しよるい も ぜいむしょ
必要な書類を持って税務署に

そうだん い
相談に行きましょう！

ぜいむしょ ばしょ かくにん
★税務署の場所を確認しましょう↓

<https://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo.htm>



かくていしんこく こま
確定申告のことで困ったら、ひつよう しよるい
必要な書類をもってぜいむしょ い
税務署に行きましょう。しよくいん かた
職員の方が相談に
のってくれます。

す ちか
住まいの近くのぜいむしょ ばしょ
税務署の場所は、<https://www.nta.go.jp/tokyo/guide/zeimusho/tokyo.htm>

かくにん
で確認しましょう。



ぜいきん

税金についてわからないことがあったら

こくぜいちよう

さんこう

くだ

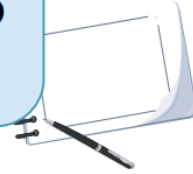
「国税庁」ホームページを参考にして下さい

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/000.pdf>

のうぜい ぎ む
『納税は義務』

ぜいきん かん と あ ちか
税金に関する問い合わせはお近くの

ぜいむしょ
「税務署」に！



「納税」は義務です。

税金について相談や質問があったら、近くの「税務署」にしましょう。

おぼ かくていしんこく
覚えておきたい確定申告のことば

ことば	意味	スライド No
のうぜい 納税	ぜいきん おさ 税金を納めること	2, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 22
たいのう 滞納	ぜいきん おさ 税金を納めるのが遅れる	4
かくていしんこく 確定申告	じぶん おさ ぜいきん けいきん 自分で納める税金の計算をして、申告の手続きをすること	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 20, 21
む しんこく か きんぜい 無申告加算税	しんこく 申告しなければならないのに申告しなかった場合に追加で納 めなければならない税金	4
えんたいぜい 延滞税	きげん 期限までに税金を納めない場合に、追加で納めなければいけ ない税金	4
かん ぶ 還付	おさ す ぜいきん ちど 納め過ぎた税金が戻ってくること	5, 6, 7, 11, 13, 14, 19, 20
げんせんちようしゆうひよう 源泉徴収票	いちねんかん しゆうにゆう げんせんちようしゆう 一年間の収入や源泉徴収した所得税額などを証明する書 類	7, 8, 15, 16, 20
しよとく 所得	いちねんかん しゆうにゆう きゆうよ しよとくこうじよ ひ あと きんがく 一年間の収入から給与所得控除を引いた後の金額	8, 10, 15
ねんまつちようせい 年末調整	ねんまつ いちねんかん ぜいがく かくてい げんせんちようしゆうがく ちようせい 年末に一年間の税額を確定して源泉徴収額と調整すること	7, 8, 11, 12, 13, 14, 16
ふよう かぞく 扶養家族	かね だ やしな お金を出して養っている家族	12, 14, 16

作成 さくせい ワーカーズ・コレクティブ生活クラブFPの会 せいかつ かい
社会福祉法人さぽうと21 (本教材の責任者：矢崎 理恵) しゃかいふくしほうじん ほんきょうざい せきにんしゃ やざき りえ

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人さぽうと21
〒141-0021 とうきょうと 東京都 しながわく 品川区 かみおおさき 上大崎 2-12-2 かい ミズホビル 6階
Tel : 03-5449-1331 Fax : 03-5449-1331 E-mail : info@support21.or.jp
Homepage : <http://www.support21.or.jp>